

事業者の講ずべき表示等の管理上の措置

景品表示法の改正により、
平成26年12月1日から
事業者は表示等の管理体制を
整備しなければなりません。

事業者の講ずべき表示等の管理上の措置の内容

表示等の管理上の措置として、事業者は、その規模や業態、取り扱う商品又は役務の内容等に応じ、必要かつ適切な範囲で、次に示す事項に沿うような具体的な措置を講ずる必要があります。

事業者が講ずべき 景品類の提供及び表示の管理上の措置についての 指針策定(平成26年11月)

指針の考え方

- 必要な措置が求められる事業者とは、一般消費者向けに景品類の提供又は、商品・サービスに関する表示をする事業者となります。
- 各事業者は、その規模や業態、取り扱う商品・サービスの内容等に応じて、不当表示等を未然に防止するために必要な措置を講じることとなります。

○景品表示法第7条第1項

事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は、役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

○景品表示法第7条第2項

内閣総理大臣は、前項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるものとする。

1 景品表示法の考え方の周知・啓発

2 法令遵守の方針等の明確化

3 表示等に関する情報の確認

4 表示等に関する情報の共有

5 表示等を管理するための担当者等を定めること

6 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること

7 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応

1から7までに示す事項に沿うような具体的な措置は、事業者の規模や業態、取り扱う商品又は、役務の内容等に応じて、事業者自ら設定します。

指針に関するよくある質問

消費者庁のホームページに、事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針に関するQ & Aを掲載されています。景品表示法第7条第1項に規定する必要な措置を講じる際の参考にしてください。

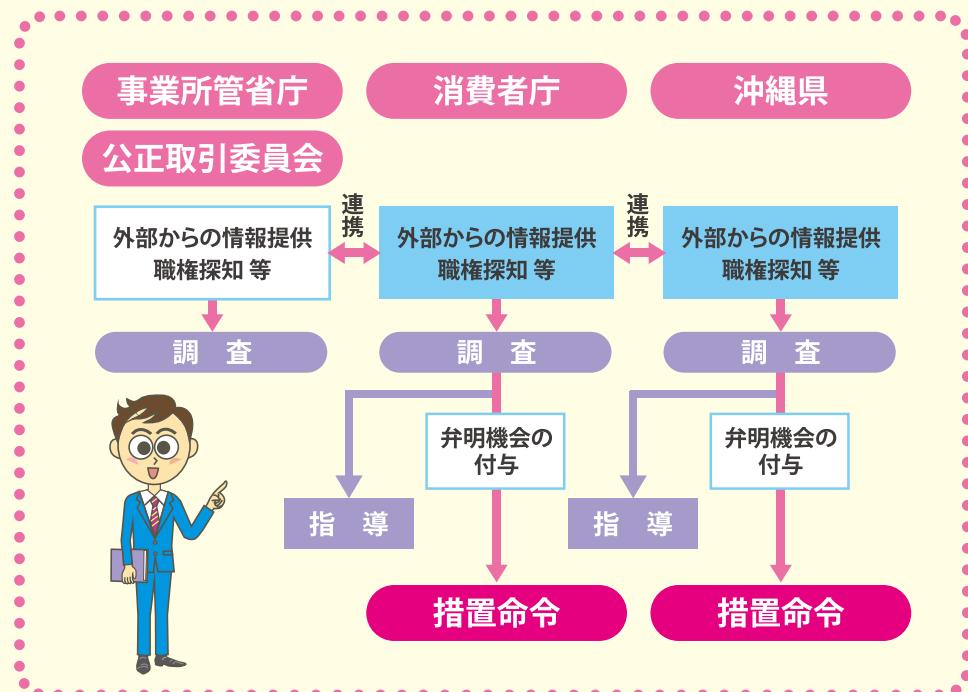
消費者庁のHPアドレス

<http://www.caa.go.jp/representation/keihyo/qa/sisinqa.html>

違反行為に対しては、措置命令が出されます。

景品表示法に違反する行為が行われている疑いがある場合、消費者庁は、関連資料の収集、事業者への事情聴取などの調査を実施します。消費者庁は、調査の結果、違反行為が認められると、事業者に弁明の機会を付与した上で、違反行為の差止めなど必要に応じた「措置命令」を行います。

- 違反したことを一般消費者に周知徹底すること
- 再発防止策を講ずること
- その違反行為を将来繰り返さないこと



※改正された景品表示法(平成26年12月1日施行)

沖縄県による景品表示法の運用

都道府県知事も景品表示法を運用しており、平成26年12月から、消費者庁長官のほか、都道府県知事が景品表示法違反業者に対し、措置命令(行政処分)を行うことができるようになりました。

課徴金制度の導入

- 不当な表示を防止するために
課徴金制度を導入する景品表示法の改正(平成26年11月)が公布されました。
- 施行は、公布の日(平成26年11月27日)から起算して1年6月以内の政令で別途定める日からとなっています。
- 概要については次のようにになっています。

課徴金納付命令(第8条)

- 対象行為:優良誤認表示、有利誤認表示を対象とする。
不実証広告規制に係る表示行為について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を不当表示と推定して課徴金を賦課する。
- 賦課金額の算定:対象商品・役務の売上額に3%を乗じる。
- 対象期間:3年間を上限とする。
- 主觀的要素:違反事業者が相当の注意を怠った者でないと認められるときは、課徴金を賦課しない。
- 規模基準:課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

課徴金額の減額(第9条)

- 違反行為を自主申告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額する。

除斥期間(第12条第7項)

- 違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について

賦課手続(第13条)

○違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

被害回復(第10条・第11条)

事業者が所定の手続に沿って自主返金を行った場合(返金措置を実施した場合)は、課徴金を命じない又は減額する。

①実施予定返金措置計画の作成・認定

自主返金により課徴金の減額を受けようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受ける。

②返金措置(返金)の実施

事業者は、実施予定返金措置計画に沿って適正に返金を実施する。

③報告期限までに報告

返金合計額が
課徴金額未満の場合

課徴金の減額

返金合計額が
課徴金額以上の場合

課徴金の納付を命じない

施行期日(附則第1条)

○公布日から1年6月以内に施行

肉類についてのQ&A

35p~39p

魚介類についてのQ&A

40p~44p

農産物についてのQ&A

45p~47p

その他についてのQ&A

48p~52p



※「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」(平成26年3月28日 消費者庁)に基づいて、一部内容を抜粋・編集しています。